

(公印省略)

障 福 第 1 7 0 8 号
令 和 2 年 2 月 2 8 日

各障害児通所支援事業所 管理者 殿

大分県福祉保健部障害福祉課長

新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての
放課後等デイサービス事業所等の対応の留意点について (通知)

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての放課後等デイサービス事業所等の対応について」等に基づき、取り組んでいただいているところであります。

各事業所における対応の留意点を下記のとおり取りまとめましたので、感染の予防に留意しつつ、柔軟な対応をお願いいたします。

記

○利用者への対応

- ・感染の予防に留意した上で、原則開所してください。
- ・発熱により利用を断った場合は、必要に応じて、居宅介護等による代替サービスが利用できるよう、市町村、障害児相談支援事業所等と連携してください。
- ・緊急にサービスの提供が必要な場合は、児童福祉法第21条の5の4の規定による特例障害児通所給付費の支給等について、市町村と協議・調整をしてください。

○事業所における柔軟な対応

- ・学校の臨時休業に伴い、利用希望が増加することから、開所時間の可能な限りの延長と受け入れ人数の拡大をお願いします。
なお、新型コロナウイルス感染症への対応により、
一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合
定員を超過する場合
は、減算措置を適用しないなど、柔軟な取扱いが可能になっていますので、別添の通知を確認してください。

※各事業所における対応状況については、別紙調査表を作成のうえ、本日中に障害福祉課あてにFAXしてください。

<担当・連絡先>

施設支援班 平田、山口

電話 097-506-2745

FAX 097-506-1740